

山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）の規定によるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において「卵子凍結」とは、加齢等による妊孕性の低下に不安がある者に対して行う未受精卵子凍結をいう。

(交付の目的)

第3条 この補助金は、卵子凍結を実施する県内医療機関に対し、卵子凍結実施に必要となる機器の購入に係る費用を助成することで、県内において卵子凍結を実施できる体制を整備することを目的とする。

(補助金の交付の対象となる経費及び交付額の算定方法)

第4条 この補助金の対象となる経費及び交付額の算定方法は、別表第1欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に別表第2欄に定める補助率を乗じて得た額と第3欄に定める補助上限額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、（様式第2号）による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合には、補助事業者に対し、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第8条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 補助事業の内容を変更しようとするときは、事業変更承認申請書（様式第4号）により知事の承認を受けなければならない。ただし、事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- （2） 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）により知事の承認を受けなければならない。
- （3） 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4） 知事は、第5条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- （5） 知事は、第5条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付決定の取消等）

第9条 知事は、補助対象者が次のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
 - （2） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - （3） 規則その他の法令又は本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反したとき
 - （4） 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- 2 知事は、前項の規定により交付の決定の取消又は変更を行ったときは、速やかに交付決定取消（変更）通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合は、補助事業者に対し、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 4 知事は、第1項第1号から第4号までの理由により交付の決定を取り消し、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 5 前項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（実績報告書の様式、提出期限）

第10条 補助事業者は、当該事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに事業実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うにあたり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明

らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第11条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から30日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、補助事業者の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。
 - 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第12条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、（様式第9号）により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

- 第14条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。
- 2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して前条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限りで、その効力を失う。

別表

1 対象経費	2 補助率	3 補助上限額
・液体窒素タンク ・キャニスター	1 / 2	35万円

※キャニスターは液体窒素タンク用のものとする。

(様式第1号)

番
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者名 印

令和 年度山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 所要額調書 (様式第1号の1)
- (2) 歳入歳出予算書 (抄本)
- (3) その他参考となる資料、見積書

(様式第1号の1)

年度 山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金 所要額調書

(単位：円)

区分	対象経費			基準額	補助上限額	県補助額 (④と⑤を比較して 少ない方の額)
	支出予定額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	(③×補助率1/2) ※1,000円未満切り捨て ④		
金額	0		0	0	350,000	

〈対象経費の内訳〉

	機器品目	金額
1		
2		
	合計	0

…①「支出予定額」

《添付書類》

○見積書…支出予定額の根拠となる見積書を添付すること。

(参考様式)

年度 山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金
歳入歳出予算書(抄本)

1 収 入

(円)

区 分	予 算 額	摘 要
県補助金		
法人負担額		
内 訳		
その他の収入		
合 計		

2 支 出

(円)

区 分	予 算 額	摘 要
合 計		

この抄本は、予算書の原本と相違ないことを証します。

令和 年 月 日

補助事業者名

印

(様式第 2 号)

番 号
令和 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

令和 年度山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金 交付決定通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった令和 年度山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和 3 8 年山梨県規則第 2 5 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第 7 条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和〇年〇月〇日付けで申請のあった事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。
- 4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
 - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

- イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
- エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は令和〇年 4 月 1 0 日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

7 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

取得財産等について当該財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等関係書類を整備保管しなければならない。

8 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

知事は、上記の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(様式第3号)

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者名

印

令和 年度山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金 概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 年度山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金について、次のとおり概算払の請求をいたします。

1 概算払請求額 ¥

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 振込先口座

(1) 振替先銀行名・支店名 _____

預金種別 (当座・普通) _____

口座名義 _____

口座番号 _____

(様式第4号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者名 印

令和 年度山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のあった山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金について次のとおり変更したいので、山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更事項

2 変更理由

3 添付資料

(1) 所要額調書 (変更) (様式第4号の1)

(2) 歳入歳出予算書抄本 (変更)

(様式第4号の1)

年度 山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金 所要額調書【変更】

(単位：円)

区分	対象経費			基準額	補助上限額	県補助額 (④と⑤を 比較して 少ない方の額)	既交付決定額	差引額 (⑥-⑦)
	支出予定額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (①-②) ③	(③×補助率1/2) ※1,000円未満切り捨て ④				
金額	0		0	0	350,000			0

〈対象経費の内訳〉

	機器品目	金額
1		
2		
	合計	0 ……①「支出予定額」

《添付書類》

○見積書…支出予定額の根拠となる見積書を添付すること。

(参考様式)

年度 山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金
歳入歳出予算書(抄本)【変更】

1 収 入

(円)

区 分	予 算 額	摘 要
県補助金		
法人負担額		
内 訳		
その他の収入		
合 計		

2 支 出

(円)

区 分	予 算 額	摘 要
合 計		

この抄本は、予算書の原本と相違ないことを証します。

令和 年 月 日

補助事業者名

印

(様式第5号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者名 印

令和 年度山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金事業(中止・廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のあった山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金について次のとおり(中止・廃止)したいので、山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 中止(廃止)の理由

2 中止(廃止)の内容

3 添付資料

(1) 所要額調書(中止・廃止)(様式第5号の1)

(2) 歳入歳出予算書抄本(中止・廃止)

(様式第5号の1)

年度 山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金 所要額調書【中止・廃止】

(単位：円)

区分	対象経費			基準額	補助上限額	県補助額 (④と⑤を 比較して 少ない方の額)	既交付決定額	差引額 (⑥-⑦)
	実支出額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (①-②) ③	(③×補助率1/2) ※1,000円未満切り捨て ④				
金額	0		0	0	350,000			0

〈対象経費の内訳〉

	機器品目	金額
1		
2		
	合計	0

…①「実支出額」

《添付書類》

- ・実支出額が分かる書類。(領収書)

(参考様式)

年度 山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金
歳入歳出予算書(抄本)【中止・廃止】

1 収 入

(円)

区 分	予 算 額	摘 要
県補助金		
法人負担額		
内 訳		
その他の収入		
合 計		

2 支 出

(円)

区 分	予 算 額	摘 要
合 計		

この抄本は、予算書の原本と相違ないことを証します。

令和 年 月 日

補助事業者名

印

(様式第 6 号)

番 号
令和 年 月 日

補助事業者 殿

山梨県知事

令和 年度山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金
交付決定取消（変更）通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定をした令和 年度山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金について、山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり交付の決定を取り消す（変更する）こととしたので、同条第 2 項の規定により通知します。

- | | |
|-----------------|---|
| 1 取消（変更）金額 | 円 |
| 取消（変更）後の金額 | 円 |
| 取消（変更）前の金額 | 円 |
| 2 交付決定取消（変更）の理由 | |

(様式第7号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者名 印

令和 年度山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金事業実績報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のあった山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金の対象事業を完了したので、山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業報告書（様式第7号の1）
- 2 歳入歳出決算書（抄本）
- 3 その他参考となる資料（領収書）
- 4 振込先口座

(1) 振替先銀行名・支店名 _____
預金種別（当座・普通） _____
口座名義 _____
口座番号 _____

(様式第7号の1)

年度 山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金 事業報告書

(単位：円)

区分	対象経費			基準額	補助上限額	県補助額 (④と⑤を比較して少ない方の額)	既交付決定額	県補助金 概算払受入額	差引額 (⑦-⑧)
	実支出額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (①-②) ③	(③×補助率1/2) ※1,000円未満切り捨て ④					
金額			0	0	350,000				0

〈対象経費の内訳〉

	機器品目	金額
1		
2		
	合計	0

・・・①「実支出額」

《添付書類》

- ・実支出額が分かる書類。(領収書)

(参考様式)

年度 山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金
歳入歳出決算書(抄本)

1 収 入

(円)

区 分	予 算 額	摘 要
県補助金		
法人負担額		
内 訳		
その他の収入		
合 計		

2 支 出

(円)

区 分	予 算 額	摘 要
合 計		

この抄本は、決算書の原本と相違ないことを証します。

令和 年 月 日

補助事業者名

印

(様式第8号)

第 号
令和 年 月 日

補助事業者 殿

山梨県知事

令和 年度山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金額の確定通知書

山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金の交付額について、山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

確定額	円
概算払済み額	円
精算払額	円
返納額	円

(様式第9号)

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和 年度卵子凍結実施体制整備事業費補助金について、山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金額
金 円
- 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還額(3-2)
金 円

その他添付書類

返還額に係る積算の内訳等

(様式第10号)

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者名 印

財産処分承認申請書

令和 年度卵子凍結実施体制整備事業費補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県卵子凍結実施体制整備事業費補助金交付要綱第13条第2項に基づき申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類